

業務仕様書

1. 業務件名

郡山城跡企画展示用デジタルサイネージ作成・設置業務

2. 履行期間

契約日から令和8年3月19日（木）まで。

3. 業務の目的

令和8年に豊臣秀長を主人公とした大河ドラマが放映されることを契機に、大和郡山市は放送期間中、史跡郡山城跡内で郡山城をテーマとした展覧会を計画している。本業務は、展覧会に伴う、遺構解説や史跡内の案内等に関するデジタルサイネージの解説コンテンツの作成、機器の設置である。

4. 業務の場所

史跡郡山城跡 東多聞櫓（大和郡山市城内町 253-2）

※別紙位置図参照

5. 業務内容

（1）デジタルサイネージ機器の設置

タッチ操作対応の大型モニター（60 インチ相当を想定）及びモニタースタンド、コンテンツ再生用 PC を展覧会の会場に設置する。モニターは所定の位置に常置することを想定している。設置にあたっては、多くの来館者が利用できるよう、高さや安全性に配慮すること。機器の電源は、施設内に既設のコンセントを使用する。

機器の内訳は以下のとおりとする。

- ・タッチ操作対応の大型モニター（60 インチ相当を想定） 1 台
- ・モニタースタンド 1 台
- ・コンテンツ再生用 PC(3DCG 等のコンテンツがスムーズにレンダリング(描画処理)できるグラフィック処理機能に優れた機種) 1 台

（2）映像コンテンツの作成

①立体画像データの作成

江戸時代の郡山城の様子を視覚的に伝えるために、CG 等による立体的な画像データを作成する。画像はタッチ操作によって全方位から鑑賞できるものを想定する。

立体画像には史跡の実際の地形を忠実に反映することを原則とし、細部の監修に際して

は、可能な限り歴史的な真実性を重視するものとする。そのため城郭に造詣が深い研究者による監修を行うものとし、受託者において監修者を選任するものとする。なお、監修者の選任にあたっては事前に委託者の承認を受けるものとする。

立体画像の対象範囲は、中堀内の主要な曲輪群（別添図参照）とする。

②遺構解説データの作成

史跡の魅力発信や理解向上のため、城郭の歴史や、史跡内の遺構や石垣等の本質的価値を解説する映像コンテンツを作成する。解説コンテンツは、写真や画像データを活用したわかりやすい内容とし、①で作成する立体画像データ上の当該施設等の位置をタッチすることによりウインドがポップアップし解説コンテンツが動作するなどの表現方法を用いるものとする。

コンテンツの制作にあたっては、可能な限り歴史的な真実性を重視し、監修者がチェックしたのちに委託者の承認を得るものとする。

解説コンテンツは15箇所以上とする。

（3）成果品の作成

作成内容を成果品として取りまとめる（成果品の詳細は、6. に記載する）。

（4）打ち合わせ

事業進捗状況および計画について、委託者との打合せを実施する。打ち合わせ回数は、業務期間中2回程度を想定するが、詳細な回数や方法は協議の上決定する。また、打ち合わせ内容を協議録として取りまとめる。業務中に発生する簡易な質疑応答については、打ち合わせ回数に含まない。

（5）仕様外の独自提案

本仕様書で定める業務内容の他、史跡郡山城跡の価値の発信に効果的と考えられるデジタルサイネージに伴うコンテンツ等について、予算内において提案できるものとする。

6. 成果品

（1）デジタルサイネージ機器 一式

（2）成果報告書（協議録、成果一覧等を含む） A4 タテ綴じ、データー一式

（3）解説コンテンツ及びコンテンツ元データ 一式

※上記データは外付け SSD 等の記録媒体にまとめて納品すること。

7. 業務遂行にあたっての留意事項

（1）業務の遂行にあたり、委託者と十分な打ち合わせを行い、作業経過ごとに適宜内容につ

いて委託者の確認を受けること。

- (2) 本業務で作成するコンテンツやシステムは、発掘調査成果、地形情報、古文書、絵図など、実際の史資料に基づき、歴史的真實性を重視した内容とすること。
- (3) コンテンツの作成に必要な資料や情報等のうち、委託者が所有しているものについては受託者に提供することができる。その他必要となる資料・情報等については、受託者の責任において準備すること。第三者が所有する資料・情報等の提供を必要とする場合は、協議の上、委託者が提供にかかる手続きを行うものとする。ただし、手続きに費用を要する場合は、受託者がこれを負担する。
- (4) 成果品に関する権利の帰属

本委託業務における成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)は委託者に帰属するものとする。また、受託者は委託者に成果物の内容、複製、翻訳、変形、改変その他の修正をさせることを許諾する。この場合において、受託者は著作人格権を行使しないものとする。

なお、本業務で作成したコンテンツは、企画展の終了後も、史跡内の施設等での継続的な使用を検討している。

8. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、関係法令を遵守すること。
- (2) 仕様書に記載のない事項や、作業遂行にあたり疑義が生じた場合には、委託者と受託者で協議して定めるものとする。
- (3) 成果品の納入後、展覧会開催期間中(令和 9 年 1 月末日までを予定)に、通常の使用による不具合が生じた場合は、協議の上、受託者が復旧作業を行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務実施において生じるすべての成果品、資料、取得された情報等を、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。また、業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。
- (5) 業務内容については今後変更の可能性がある。本仕様書の記載事項を変更する必要性が生じたときは、委託者及び受託者が協議の上、変更することができるものとする。